

公の施設に係る令和5年度からの指定管理者の選定に向けて

議会全員協議会

令和4年12月

企画財政部

1. 今年度末をもって指定期間が終了する施設について

現在、市民文化系施設・スポーツ施設や観光関連施設・産業系施設を中心に、13の公の施設において指定管理者制度を導入しており、このうち7施設については、今年度末で現行の指定期間が終了。

2. 令和5年度からの指定管理者の選定に向けて

今年度末をもって指定期間が終了する7施設について、令和5年度からの指定管理者の選定に向けた整理を行った。

(1)指定管理者選定委員会の意見を踏まえた指定管理者制度の導入、更新方針

指定管理者選定委員会（9月28日開催）において、指定管理者制度の更新の可否、募集方法（公募/非公募）、指定期間について意見をいただき、下記のとおり取り扱うこととしたところ。

【令和5年度からの指定管理者制度の更新を決定した施設】

＜非公募により指定管理者の候補者を選定する施設＞

①～④ 実践活動施設として一括管理の4施設【更新・1年間】

（みやづ歴史の館、宮津市中央公民館、宮津市民体育館、宮津運動公園）

※ 今年度実施している、「島崎ウォーターフロントエリア民間開発事業可能性調査」の状況を踏まえて、施設の管理方針含め、全体の方向性を決定することとしており、その方針等に柔軟に対応する観点から1年間とする。

⑤ 宮津市B&G海洋センター【更新・5年間】

※ 京都府立青少年海洋センターの敷地内にあるため、施設の一体的な管理を行う観点から、京都府の指定期間に合わせて5年間とする。

⑥ 宮津漁師町観光商業センター【更新・5年間】

※ 投資回収期間等の影響を鑑み5年間とする。

⑦ 宮津市由良診療所【更新・5年間】

※ 中長期的に安定したサービス提供を行う観点から5年間とする。

(2)今後の対応について

【指定管理者の候補者の選定準備】

募集要項を作成し、指定管理者の候補者から事業計画・収支計画等の提出を求める。(募集期間：概ね1か月程度)

【第2回指定管理者選定委員会の開催（指定管理者の候補者の選定）】

委員会において事業計画・収支計画等の評価を行い、委員会からの意見を踏まえ、指定管理者の候補者を決定し、3月市議会に指定議案を提案。